

各 労働基準協会長 殿  
東京労働基準協会連合会長 殿

地区労働基準協会等組織検討委員会

「各地区労働基準協会等の組織及び事業活動のあり方に関する  
検討委員会（組織検討委員会）報告」について（第1次案）

1 各地区協会等の現状と課題

- (1) 東京労働基準協会連合会（以下「連合会」という。）と各地区労働基準協会（以下「各地区協会」という。双方を併せて「地区協会等」という。）は、戦後60数年、労働基準法施行以来、東京労働基準局（現在は東京労働局）、各労働基準監督署の支援団体として労働基準行政の普及促進に協力し、行政当局及び各地域の事業者からも大きな信頼を得ている現状にある。
- (2) しかしながら、最近の厳しい経済情勢やグローバルな経済活動により、経済・雇用情勢は不安定な傾向を増大させており、また、連合会及び各地区協会についてもその会員数が減少していることや、政府の事業仕分け等による委託・交付金事業が廃止され、さらには規制緩和により技能講習等事業の競争が激化し、各組織の収入は減少していることから、その運営はますます厳しくなっている。
- (3) 地区協会等の会員数は、10年前と比較すると全体で約2300社減少しているが、この減少は、企業動向や就業環境の大幅な変化に対し、労働基準行政施策の普及促進というサービスを提供する地区協会等が、これらの社会経済環境の変化に対応し会員のニーズに即した新たな事業活動を打ち出せていないことに主な原因がある。

また、現状の各地区協会等は、情報技術革新の急速な展開がみられる状況下で、従来の行政管轄の枠組みの中で、それぞれの主体的な力量の範囲で業務運営を推進している状況にある。さらに、公的予算削減の中で、各労働基準監督署との連携の見直しが行われ、地区協会等についても人員や予算の減少が進み、一部にその組織及び活動の弱体化が危惧されている状況にある。

このような情勢下において、加えて、平成21年度より政府の公益法人改革への対応が求められ、連合会並びに各地区協会（社団法人）は、公益社団法人又は一般社団法人への移行が課題とされ、その取組を進めてきている。

この間、労働行政からは、労働基準行政の推進において地区協会等の労働基準関係団体の存在は重要であるとして、その活動の活性化が求められている。そのための組織のあり方としては、公益事業推進のために、都内全域における均一なレベルでの活動が図れるような団体であることが、さらには労働基準行政を支援する組織として、より公益性が高い「公益法人」であることが期待されている。

(4) 一方、組織の安定した継続のためには、連合会及び各地区協会の業務再編や組織見直しが必要であり、魅力ある生き生きとした組織として再生するためにも、組織統合を含めた手段による事業活動の活性化と事務体制の効率化が求められている。

今後の各地区協会等の事業活動の活性化を図るためには、会員を含めた地域企業のニーズに適応した新たな企画による事業の実施と、そのための業務や組織の効率化及び協会事務局職員の処遇改善による人材の確保等が必要とされる。

## 2 経過

### (1) 法人改革の流れ

平成20年12月に公益法人三法が施行され、それまでの公益事業を行う社団法人は特例民法法人に移行し、平成25年11月30日までに、公益法人、一般法人等への移行認定・認可手続きが法的に求められた。

この時期に、社団法人であった連合会並びに各地区協会は、組織の統合を含めた各組織間の調整を行うことなく、各々の組織の判断により公益法人又一般法人への移行手続きが行われた。

その結果、平成23年度から24年度には、連合会が公益社団法人に、また法人格を有する各地区協会が一般社団法人への移行手続きを完了した。

### (2) その後の対応

平成24年12月に至り、連合会及び各地区協会は、「地区協会等の今後の組織及び事業活動のあり方」を再度検討するため、平成24年12月3日に開催された各地区協会等連絡協議会において、その内部組織として「組織及び事業活動のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設け、まずは各地区協会等の事務局長等を検討委員とし、東京労働局労働基準部監督課長等をオブザーバーとして検討を進めることとした。

### (3) 組織検討委員会の動き

平成25年2月より隔月のペースにて、この「検討委員会」を開催し一定の検討を進め、平成25年12月に、そのとりまとめた結果を第1次報告案として連合会並びに各地区協会に報告したものである。（各委員会の議事録を資料として末尾に添付。）

「検討委員会」における討議内容の要点は、事業のあり方の基本は、各地区協会の自主的な活動を重視しその活性化を図ることであり、そのために必要なら地区協会等の判断により統合を含めた今後の組織のあり方を検討することとして、第1次報告書（案）にまとめたものである。

## 3 今後の検討について

連合会及び各地区協会におかれましては、別紙の「組織検討委員会報告書（第1次）案」について、以下により検討し意見の集約をお願いします。

(1) 意見集約は、各地区協会の特徴（協会の成り立ち、会員構成、業務実施状況、資産・財務状況、予算規模および事務局の人員など）から、各地区協会として当面可能な対応について検討されたいこと。

またその際には、東京労働局をはじめ各労働基準監督署との今後の関係をどのように構築すべきかを含め検討されたい。

(2) 併せて地区協会の活動の活性化のため、各地区協会等がどのような組織に再編されることが必要か、加えて事務局の体制はどうあるべきかについて検討されたいこと。

(3) 意見は、平成26年6月末を目途に「各地区労働基準協会等連絡協議会」事務局に提出して下さい。

各地区労働基準協会等の組織及び事業活動のあり方に関する組織検討委員会報告書

1 組織及び事業活動のあり方について

今後の各地区協会等の組織及び事業活動のあり方については、会員へのサービスの向上を目的に、広く地域企業の地区協会に対するニーズにも沿った、個々の事業活動の企画力強化を図り、その事業活動を展開することが重要である。

また、そのためには、業務執行の効率化を図り、組織の見直しと事務局職員の適正な処遇を実現することが必要である。組織検討委員会におけるこれらの検討結果は、次のとおりである。

(1) 事業活動のあり方に対する基本的な考え方

- イ 現状の自主的な各地区労働基準協会の活動を担保し、その活性化を図るものであること。
- ロ 各地区労働基準協会と労働基準監督署等の関係行政機関との連携を強化するものであること。
- ハ 会員や地域企業（以下「会員等」という。）のニーズに沿って、各地区労働基準協会の各種講習会、安全大会、安全週間・労働衛生週間説明会等の開催を行うこととする。  
さらに、会員等に対するサービスの向上を考慮し、その時々行政課題にマッチした新たな企画を加えたり、地域連携した複数の地区労働基準協会による講習会等の同時開催など、その内容と共に広域的かつ利便性のある講習会等を計画的に実施すること。
- ニ 会員等に対するサービス向上に向けて、新たに需要が多いと見込まれる第3次産業等を重点にした労務管理講習会等の企画、充実を図る。  
また、関係行政機関と連携した連合会・各地区労働基準協会が一体となった講習会等の実施を検討すること。
- ホ 事務組合の統合については、行政による認可基準等の課題があることから、現在事務組合の認可を受けている各地区労働基準協会等を中心に、その組織や活動のあり方について、統合に向けた検討と併せて別途分科会等により個別に検討を進めることとする。

(2) 組織のあり方についての考え方

上記(1)の「事業活動のあり方」をより積極的にかつ都内全域で追求していくことが必要であることを前提として、今後の組織のあり方を検討した結果、連合会及び地区協会の統合の要否について、概ね、次のような考え方が、今後のあり方として示されている。

- イ 現状において統合に賛同する地区協会等は、先行して統合の検討を進めること。  
これにより、各地区協会等は、業務面でも組織面でもできるところから相互の連携を図り、会員等のサービス向上に向け、事業企画力の組織的強化と事業運営の効率化を積極的に進めることとする。
- ロ 地域の特性や財務状況等、各地区協会の置かれた状況から判断し、現状においては、統合に賛同する地区協会等の動きを見守るスタンスにある各地区協会においては、上記イの統合に向けた検討に関する情報を共有しつつ、引き続き、業務運営の調整や地域連携の拡大を図ることとする。  
なお、これらの各地区協会においても、統合に賛同する各地区協会が統合に向けた検討を進めることには賛同するものであること。
- ハ さらに、相当数の各地区協会による統合が進んだ段階においては、都内全域での事業活動のレベルアップと活性化を念頭に置き、会員等のニーズのマッチした各種講習会の実施等、組織

全体の企画力を向上させるための対策や、そのための組織・財政上の必要な合理化対策に本格的に取り組むこととする。

(3) 事業活動及び組織のあり方の検討に当たって必要となる事項について

- イ 一般社団法人に移行した各地区協会は、統合により吸収合併となり消滅することから、総会において吸収合併の承認が必要であること。また、資産等は吸収合併折存続法人（公益法人）に寄付（贈与）されるものであること。
- ロ 組織統合により吸収合併存続法人は、公益目的事業を行う公益社団法人として、新たな公益認可を受ける必要があること。このため、これに参加する各地区協会等は、公益法人会計基準（「20年会計基準」に沿った会計処理を行うため、その見直しが必要となること。
- ハ 事務組合を有する各地区協会は、事務組合活動による委託手数料等が主要な財源の一つとなっている場合が多いが、統合により新たな認可を受けるとか今まで受けていた認可を取り消すなどの課題があり、事務組合の存続に向けた検討が必要である。これについては、上記（1）のホに記載のとおり、別途、検討を進めることとする。

2 統合した場合の事業・組織のあり方

上記1の（2）に記載のとおり、統合には段階を踏むことが必要と判断されるが、統合する各地区協会等についての新たな事業・組織のあり方は、公益社団法人としての組織体制の実現を図ることとする。

また、その具体的内容は、今後設置される組織検討委員会（第2次）の検討によるものとするが、その概要は、次のとおりである。

(1) 事業運営の改善について

上記1の（1）の基本的考え方を踏まえて当面の事業運営を行うとともに、次の事項に取り組むこととする。

- ア 各種の講習会等について、本部・支部間で調整のうえ年間計画を作成し、新しい講習計画の確立を図る。
- イ スケールメリットを活用した事業展開を図る。労務管理講習等の企画を図り実施する。
- ウ 全国労働基準関係団体連合会や中央労働災害防止協会とタイアップした新規講習の実施を図る。
- エ 多摩地区における研修センターの開設を検討する。
- オ 一層効率的な事業運営を目指し、支部活動の活性化並びに都内全域における事業のあり方の検討を深める。また、新規事業の開発・発展を図るとともに、支部本部一体となった広報力の強化を図る。

(2) 新たな組織の概要

- ア 新公益法人は、本部と各支部により構成され、定款上の名称は、(仮称)公益社団法人東京労働基準協会とし、各支部は公益社団法人東京労働基準協会〇〇支部とする。
- イ 事業運営は本部が統括し、各支部はこれまでの活動を基礎に自主的に支部運営を進める組織とする。
- ウ 統合前の各支部の資産は一括して本部資産となるが、本部、各支部においては、各々の統合前の資産を継続管理し、その合意により運用する。
- エ 統合後は、現状の各地区協会がすべて参加すれば会員数が1万弱の数となることから、総会運営は代議員制とする。
- オ 理事は、各支部の規模等の一定の基準で全支部から選出する。

カ 業務運営組織のあり方については、今後、必要に応じて検討・改善を図ることとする。

### (3) 具体的な事業運営の体制（概要案）

#### ア 本部

- ① 定款に規定する総会、理事会等を運営するとともに、全体の事業計画、事業予算・決算等の調整等を行う。
- ② 本部、各支部の会計処理を新たな公益法人会計基準（20年会計基準）により一元管理する。
- ③ 旧連合会において実施していた委託事業、各種技能講習等を引き続き実施する。

#### イ 支部

- ① 各支部には支部長を置き、支部運営を統括する。（従来の協会長）
- ② 各支部には支部運営に関する支部規約を策定するとともに、「支部運営協議会」（仮称）を設置し、支部役員を選任して支部事業の運営に関与することができる。（従来の協会理事会）
- ③ 各支部においては、支部予算を決定し、その範囲において事業計画を策定し運営するものとする。
- ④ 各地区協会において実施していた技能講習等、労務管理講習等も、各支部の判断により引き続き実施する。

#### ウ 総会

- ① 統合後の総会は代議員制とし、本部及び各支部から代議員を選出する。（会員100名につき代議員1名程度）
- ② 総会は定款に定める事項を審議する。

#### エ 理事会

- ① 本部及び各支部から理事を選出する。（20～50人程度）
- ② 本部に専務理事等（業務執行理事）を置く。

#### オ 会長、副会長

- ① 会長1名（代表理事）は理事会において選出する。
- ② 副会長を設け、各支部長を当てる。副会長のうち1名を代表理事にする。

#### カ 部会

本部、各支部では必要に応じ部会（総務、安全衛生、労務管理等）を設置することができる。

#### キ 会費について

- ① 統合後は、連合会、各地区協会の会費を調整し、将来に向け統一的な会費基準を策定する。
- ② この場合、現状より会費が上がることのないよう配慮するが、統合により会費が大幅な収入減とならないよう対策を図る。
- ③ 会費は本部管理とするが、会費の徴収は支部の会員については各支部が行うこととし、本部で調整のうえ、各支部の徴収額については各支部の活動経費として配布する。

#### ク 事務局体制について

- ① 当面の運営

i) 本部事務局、支部事務局体制は、現状をベースにそのあり方を検討する。そして、統合前後の一定の時期に、業務のバランスを勘案して本部、支部の体制を整備する。

ii) 統合する各地区協会等の事務局職員の賃金は、当面は本部、支部とも現行水準を確保する。

但し、統一組織としての賃金、退職金等労働条件の見直しに取り組むこととし、各地区協会の現状も考慮して、一定の時期に調整等を図る。

iii) 会計処理、受講者管理等の事務処理は一元化を目途に、検討を進める。また、このための本部要員の確保を図る。本部・支部職員間の事務応援体制も検討する。

② 効率的な組織再編の検討

本部・支部事務局体制の見直しを図り、効率的な組織運営の実現を目指す。

ケ 新たな公益法人会計基準の導入

組織統合後、公益社団法人としてスタートするためには、「公益法人会計基準（20年会計基準）」を導入することが不可欠であり、会計処理の統合に向けて、各地区協会の会計処理の統一化を図ることとする。

統合後の会計処理システムは、将来的に本部・支部のインターネットによるシステム化を構築する。

3 その他

本第1次報告（案）については、平成26年6月末までに、連合会並びに各地区協会の意見集約を図ることとする。その後、統合に賛同する各地区協会等により第2次の組織検討委員会を立ち上げ、26年度中に最終報告案を提出することとする。